

重 要 事 項 説 明 書

(指定地域密着型通所介護事業所)

当事業所は、利用者に対して指定地域密着型通所介護サービス(以下「サービス」という)を提供します。提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

事業者の名称	有限会社 ユアーズ・ケア
所在地	松山市東方町甲1811番地4
代表者氏名	代表取締役 弓立 公司
電話番号	(089)963-4023
設立年月日	平成16年3月26日

2 ご利用事業所の概要

事業所の名称	デイサービスセンター・ゆあーず
事業所の所在地	松山市東方町1291番地1
指定年月日	平成 18年 9月 15日
介護保険事業所番号	3870106113
管理者名	平山 夏姫
電話番号	(089)963-5277
開設年月日	平成18年 9月 21日
通常の事業実施地域	松山市(旧北条市、島嶼部は除く)東温市 伊予郡砥部町
サービス提供日	(休日:日,年末年始12月30日～1月3日)以外提供
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分まで(時間延長可)
利用定員	17人

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	・デイサービスセンター・ゆあーずは、介護保険法に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
事業所運営の方針	・サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとします。 ・事業所は、地域との結びつきを重視するとともに、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従 業 者 の 職 種	区 分				常勤換 算後の 人 員	事業者 の指定 基 準	保 有 資 格
	常 勤		非 常 勤				
	専 従	兼 務	専 従	兼 務			
管 理 者		1			1	1	介護福祉士
生 活 相 談 員		1		1	1.5	1	社会福祉主事 介護福祉士
介 護 職 員	1		6	4	3.5	1	ヘルパー2級 介護福祉士
看 護 職 員				3	0.1	1	准看護師 看護師
機 能 訓 練 指 導 員				4	0.2	1	准看護師 理学療法士

※常勤換算 :職員それぞれの週当りの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(週40時間)で除した数です。

職務内容

管理者は、事業所の通所介護従業者の管理及び業務の管理を行います。
また、他の通所介護従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行います。

生活相談員は、事業所に対する通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行います。

介護職員は、通所介護サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対して適切な介助を行います。

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な全般的処置を行います。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導、助言を行います。

主な職種の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30 8:00～17:01)常勤で勤務
介 護 職 員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30 8:00～17:00)常勤で勤務
看 護 職 員	サービス提供時間帯のうち2時間以上での非常勤で勤務
機 能 訓 練 指 導 員	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)のうち 1名

5 当事業所が提供するサービスの概要と利用料

(1) 介護保険給付サービスの概要

サービスの種別	内 容
食 事	・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体 の状況及び嗜好に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 ・利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくこ とを原則としています。 (食事時間) 昼食 12:30～13:30
入 浴	・入浴または清拭を行います。 ・車椅子のままでの入浴も可能です。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立 についても適切な援助を行います。 ・介助は原則として同性の職員が行います。
機 能 訓 練	・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活 を送る上で必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練 を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
相談および援助	・当事業所では、利用者およびその家族からのいかなる相談について も誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員が担当します。

(2) 当事業所が提供するサービスの利用料金

当事業所が提供するサービスについて、

利用料金が介護保険から給付される場合 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合があります。

I 介護保険給付サービス

料金表(別紙参照)によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

Ⅱ 加算について	
介護職員処遇改善加算Ⅲ	総単位数に8.0%
個別機能訓練加算Ⅰ	56単位 /日
入浴加算Ⅰ	40単位 /日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位 /回

介護職員等処遇改善加算は国によって定められた介護職員の賃金改善にかかる費用として、定められた項目に応じた 加算区分が算定されます。

個別機能訓練加算Ⅰは、通所介護をはじめとした所定の介護事業所において、利用者に対し個別にリハビリを実施した場合に算定される加算のことです。

入浴加算Ⅰとは入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定される加算です。
サービス提供体制強化加算Ⅲとは介護職員の総数にて、介護福祉士の割合が40%以上であること、または介護職員の総数のうち、勤続年数が7年以上の者が30%以上である人員配置基準を満たしている場合に算定加算します。

介護保険給付外のサービスの概要と利用料金
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービスの種別	内 容	利用料
食事・おやつの提供	・ 管理栄養士による食材の検収により、新鮮で良質な食事(調理を含む)を提供します。 注:当日9時以降の欠席連絡時は食事代徴収します。	550円(食事+おやつ) 50円(おやつのみ) 外食/特別食実費
通常の事業実施区域外への送迎	・ 通常の事業実施区域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用される場合は、ご自宅と事業実施区域境界との間の送迎費用	5Kmごとに150円
日常生活上必要となる諸費用	・ 日常生活用品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。(おむつ代等)	紙おむつ100円/枚

- (3) 利用料のお支払方法
前記(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の料金・費用は、事業所の定める期日までに、その都度現金又は金融機関口座振り込み等にてお支払ください。
- (4) 利用の中止、変更、追加
- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
 - サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
 - 事業所は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

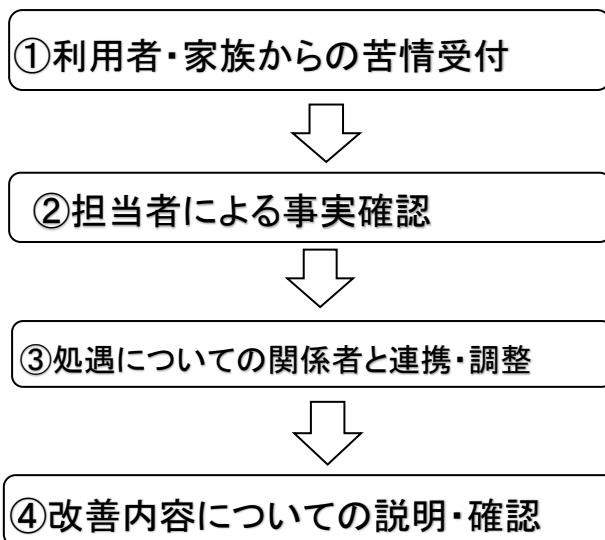
介護保険給付限度額を超過したサービスの利用料金
利用者の要介護度に応じたサービスの利用料金(料金表別紙参照)および入浴に係る料金額の合計をお支払いいただくこととなります。

6 苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付
当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

当施設ご利用者相談室	・受付担当者	管理者 平山 夏姫
	・受付時間	午前9時～午後5時(月～土曜日)
	・ご利用方法	面接 受付ロビー 電話 963-5277

苦情体制のフローチャート



(2) 行政機関その他の苦情受付機関

松山市役所指導監査課	所在地 松山市二番町4-7-2 TEL (089)948-6968	平日8:30～17:15
愛媛県国民健康団体 連合会介護・保険課	所在地 松山市高岡町101-1 TEL (089)968-8700	平日8:30～17:15
愛媛県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 松山市持田町三丁目8番15号 TEL (089)998-3477	平日9:00～12:00 13:00～16:30

7 当施設ご利用の際に留意いただく事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒はできません。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者等に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

8 事故発生時の対応

- ① 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、
市町、居宅介護事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業所は、サービスの提供により賠償事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う
ものとします。

9 サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するに当って、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 利用者に対する身体的拘束その他の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又は家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に遺漏しません。（守秘義務）
但し、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

- 10 高齢者虐待防止について
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（篠崎 真紀）
(2) 苦情解決体制を整備しています。
(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 11 緊急時の対応方法について
サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- 12 非常災害対策
① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（看護師 吉見 和子）
② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年1回）
- 13 第三者評価の実施状況（有・無）

令和6年9月20日・令和7年3月24日に実施しています。